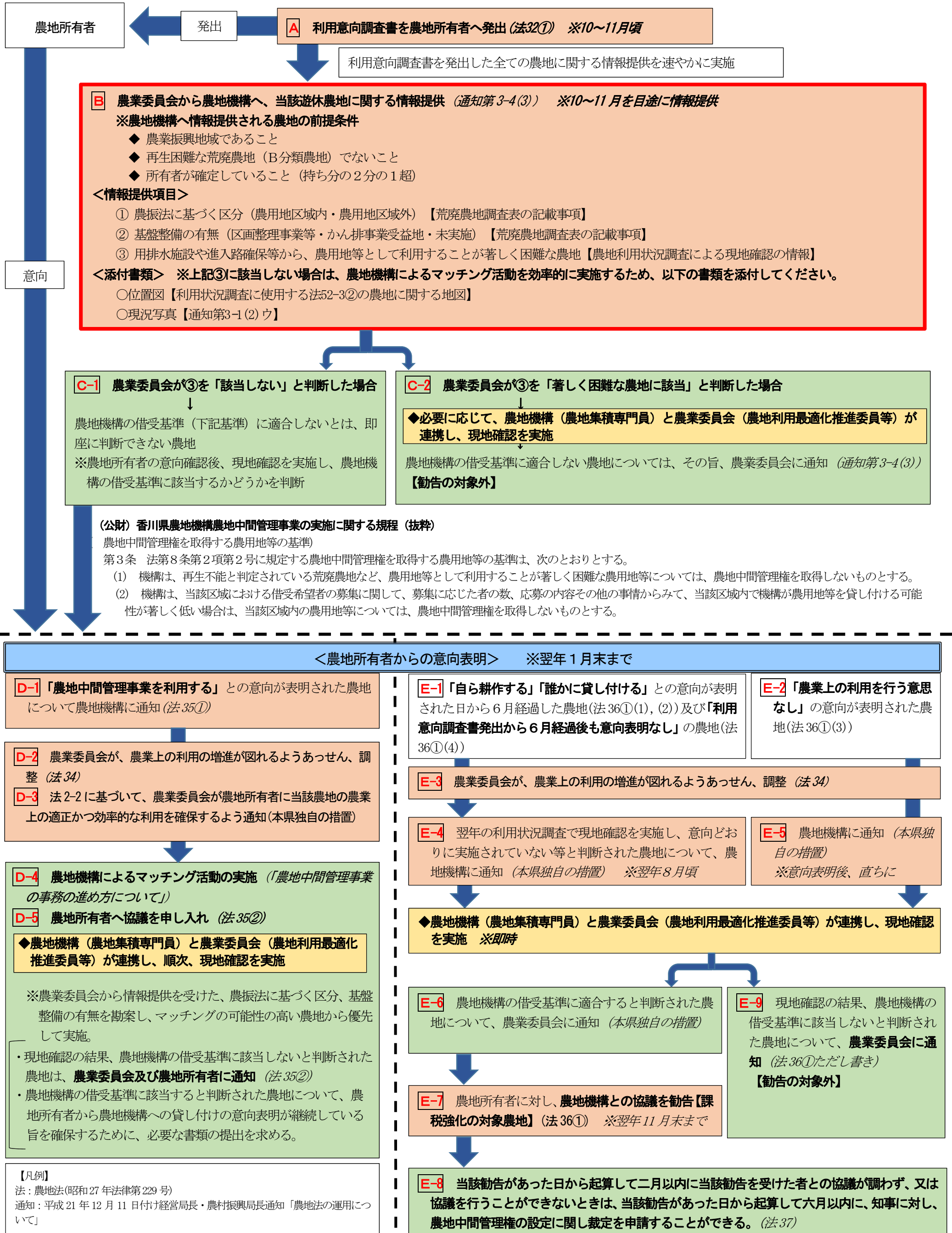


遊休農地の解消に向けた市町農業委員会と農地機構の連携について

(農業委員会が実施)

(農地機構が実施)



遊休農地に関する措置の適切な実施について(情報提供の留意事項)

【情報提供の時期及び対象農地】

- ・10～11月を目処に実施
- ・利用意向調査を実施した全ての農地（農業振興地域内）

【情報提供の内容】

農業委員会が農地機構のイメージする「農用地として利用することが著しく困難な農地」として判断した場合

<情報提供項目>

- ・①、②の該当項目を記載、及び③をチェックする。

[①農振法に基づく区分、②基盤整備の有無、③農用地として利用することが著しく困難な農地]

<添付書類>

- ・(位置図、現況写真については、)添付の必要なし。

<農地機構の対応>

- ・農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しないと判断し、その旨、農業委員会へ通知。

農業委員会が農地機構のイメージする「農用地として利用することが著しく困難な農地」として判断しない場合

<情報提供項目>

- ・①、②の該当項目を記載する（③はチェックしない）。

<添付書類>

- ・(農地機構によるマッチング活動を効率的に実施するため、)位置図及び現況写真を添付する。

<農地機構の対応>

- ・農地所有者が農地中間管理事業を利用する旨意向表明後、現地確認を実施し、農地機構の借受基準に該当するか否かを判断する。なお、現地確認の際は、農地機構（農地集積専門員）と農業委員会（農地利用最適化推進委員等）が密接に連携して実施することとする。

「農用地等として利用することが著しく困難な農地」のイメージ（香川県農地機構）

- ◆接道が2m未満の場合や最寄りの幹線道から距離があるなど圃場へのアクセスが極めて不便である。
 - ◆作業機の進入路がない、あっても、圃場が不整形、狭小なため作業機の効率的な利用に支障を生じる。
 - ◆水田にあっては、「田渡し」など入水が困難な場合や、水路が機能していない状況にある。
 - ◆山や建物の陰となるなど日照が十分に確保できない。
 - ◆畑、樹園地において傾斜が急である。
- ※ただし、上記のイメージに該当する場合であっても、耕作されている農地に隣接している農地は該当しない。

利用意向調査書発出農地の情報提供様式(例)【農業委員会⇒農地機構】

No.	所有者	住所	所在・地番	地目	面積 (㎡)	情報提供項目(該当する番号を記載又はチェックしてください)			添付資料(該当する場合はチェックしてください)	
						①農振法に基づく区分 1:農用地(青地) 2:農用地外(白地)	②基盤整備の有無 1:区画整理事業等 2:かん排事業受益地 3:未実施	③用排水施設や進入路確保等から、農用地として利用することが著しく困難な農地 (該当する場合はチェックしてください)	④位置図	⑤現況写真
	<記載例Ⅰ>			畑	5,000	1	3	■	□	□
	<記載例Ⅱ>			田	5,000	2	1	□	■	■
						1・2	1・2・3	□	□	□
						1・2	1・2・3	□	□	□
						1・2	1・2・3	□	□	□
						1・2	1・2・3	□	□	□

※③が該当しない場合は、農地機構によるマッチング活動を効率的に実施するため、④及び⑤を添付してください。